明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○電波法施行規則第七条第五号の規定に基づく特定実験試験局として使用可能な周波数の範囲等を定める件（総務三一四）　一
〔官庁報告〕
官庁事項
米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針の策定について（農林水産省）　六
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　八
特殊法人等
独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、独立行政法人都市再生機構、公文書等の管理に関する独立行政法人空港周辺整備機構、税理士登録者関係　二九
会社その他
会社決算公告　三〇

告示

○総務省告示第三百十四号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第七条第五号の規定に基づき、特定実験試験局として使用可能な周波数の範囲等を次のように定める。

なお、平成二十三年総務省告示第二百三十一号（電波法施行規則第七条第四号の規定に基づく特定実験試験局として使用可能な周波数の範囲等を定める件）は、平成二十四年八月十三日限り廃止する。

平成二十四年八月十四日

総務大臣　川端　達夫

周波数の範囲（注1）	使用可能地域	使用可能期間	等価等方輻射電力（注2）	備考
55.902MHzから55.918MHzまで	東海総合通信局管内	平成25年6月30日まで	50W以下	
66.2MHzから66.5MHzまで	関東総合通信局管内	平成29年6月30日まで	10W以下	
	近畿総合通信局管内	平成29年6月30日まで	10W以下	
	中国総合通信局管内	平成29年6月30日まで	10W以下	
	四国総合通信局管内	平成28年6月30日まで	10W以下	
72.54MHzから72.66MHzまで	中国総合通信局管内	平成29年6月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。
73.55MHzから73.65MHzまで	信越総合通信局管内	平成29年6月30日まで	10W以下	
	近畿総合通信局管内	平成29年6月30日まで	10W以下	
	中国総合通信局管内	平成29年6月30日まで	10W以下	
	四国総合通信局管内	平成28年6月30日まで	10W以下	
143MHzから143.21MHzまで	東北総合通信局管内	平成28年6月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。福島県を除く。
	北陸総合通信局管内	平成29年6月30日まで	1W以下	陸上での使用に限る。
	中国総合通信局管内	平成29年6月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。
	九州総合通信局管内	平成28年6月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
146.202MHzから146.218MHzまで	東海総合通信局管内	平成25年6月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。
146.95MHzから147.21MHzまで	東北総合通信局管内	平成28年6月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。福島県を除く。
	中国総合通信局管内	平成29年6月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。
	九州総合通信局管内	平成28年6月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
147.82MHzから147.86MHzまで	信越総合通信局管内	平成29年6月30日まで	10W以下	
	四国総合通信局管内	平成28年6月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
150.502MHzから150.518MHzまで	北海道総合通信局管内	平成28年6月30日まで	0.05W以下	